

箕面市訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(平成二十七年四月一日箕面市訓令第十八号)

改正 平成二十八年十月二十六日箕面市訓令第 五十号

改正 令和 六年三月二十九日箕面市訓令第三十五号

(趣旨)

第一条 この要綱は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する訪問型サービスのうち訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 訪問型サービスA 法百十五条の四十五第一項第一号イに規定する訪問型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。

二 事業者 訪問型サービスAの事業を行う者をいう。

(事業の一般原則)

第三条 事業者は、利用者(訪問型サービスAを利用する者をいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者(訪問型サービスAの提供に当たる介

護福祉士、法第八条第二項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（基本方針）

第四条 訪問型サービスAの事業は、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（身体的拘束等）

第四条の二 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（従事者の員数等）

第五条 事業者が訪問型サービスAの事業を行う事業所ごとに置くべき従事者及び訪問事業責任者の員数は、それぞれ次の各号に掲げる数とする。

一 従事者 一以上であって、当該事業を適切に行うために必要と認められる数

二 訪問事業責任者 一以上であって、従事者の数に応じ必要と認めら

れる数

2 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であつて、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該指定に係る事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所その他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第七条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定に係る

事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第八条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第九条 事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第十条 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(重要事項に関する規程の概要)

第十一条 事業者は、事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 訪問型サービスAの利用料
- 三 緊急時等における対応方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスAの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第十二条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

(揭示)

第十二条の二 事業者は、事業所の見やすい場所に、第十一条に規定する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第十三条 事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情への対応)

第十四条 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家

族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第二十三条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。

以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十五条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第十五条の二 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第十六条 事業者は、訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、

当該届出の日の前一月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問



型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(委任)

第十七条 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスAの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年箕面市訓令第五十号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和六年箕面市訓令第三十五号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の

第十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。